

第 7 回相良村議会 6 月定例会会議録

令和 5 年 6 月 1 6 日（金）開会

（第 3 号）

相 良 村 議 会

令和5年第7回相良村議会定例会（第3号）

令和5年6月16日
午前10時00分開会
於 会議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第38号から議案第40号、議案第42号、議案第47号

産業福祉常任委員長報告

議案第41号、議案第43号から議案第45号、議案第48号、
議案第49号

（質疑・討論・採決）

日程第2 発議第2号 相良村住民投票条例の制定について

（質疑・討論・採決）

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査申し出の件

（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。（9名）

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 緒 方 俊一郎 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者 渋谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分



日程第 1 委員会審査の結果報告

○議長（黒木正照君） おはようございます。全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。日程に従いまして、日程第 1、去る 14 日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました議案第 38 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 45 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号及び議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長（高岡重盛君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 38 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 39 号、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 40 号、相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 42 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 4 号及び議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定についての 5 件でございます。14 日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 38 号については、人事評価の結果を一般職の職員の昇給、昇格、勤勉手当の成績率に反映させるものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 39 号、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定については、企業版ふるさと納税を円滑に事業に活用するため、基金に積立てず、寄附年度に実施する事業に充てることのできるようにするものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 40 号、相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定については、住宅困窮者の安定した居住地確保を目的とし、単身世帯についても特に必要がある場合に入居可能とするものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 42 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 4 号については、必要な予算として、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に基づき、相良村生活改善センターの利用について、障害を理由

とした利用の制限をなくすものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようよろしくお願いいたします、総務文教常任委員長の報告を終わります

○議長（黒木正照君） 次に、産業福祉常任委員長、中村重道君。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長（中村重道君） 改めまして、おはようございます。産業福祉常任委員長報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告します。当委員会に付託されました案件は、議案第 41 号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号、議案第 44 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 1 号、議案第 45 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号、議案第 48 号、相良村構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 6 件でございます。14 日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 41 号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、難病医療や小児慢性医療などの一部負担金も助成対象とするものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号、議案第 44 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 1 号及び議案第 45 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号については、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 48 号、相良村構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に基づき、相良村構造改善センター及び相良村林業総合センターの利用について、障害を理由とした利用の制限をなくすものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようよろしくお願いいたします、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒木正照君） 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を

許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第 38 号、
相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採
決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 38 号、相良村一般職の職
員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のと
おり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 38 号は委員長の報告のと
おり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 39 号、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を
改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第 39 号、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について
は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号は委員長の報告のと
おり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 40 号、相良村有住宅条例の一部を改正する条例
の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 40 号、
相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決
定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 40 号は委員長の報告のと
おり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 41 号、相良村重度心身障害者医療費助成に関す
る条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報
告は可決です。議案第 41 号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は
起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 41 号は委員長の報告のと
おり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 42 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 4

号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 42 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 4 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 43 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 44 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 44 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 44 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 45 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 45 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 45 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 47 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 48 号、相良村構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 48 号、相良村構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 48 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 49 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 2、発議第 2 号、相良村住民投票条例の制定についてを議題とします。趣旨説明を提出者に求めます。4 番議員、徳田正臣君。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

○4 番（徳田正臣君） はい。発議第 2 号につきまして、相良村住民投票条例の制定について、地方自治法の 112 条により提出したところであります。提案理由につきましては、地方自治の本旨に基づき、村政の重要事項に係る意思決定について、村民による直接投票の制度を設けることにより、これによって示される村民の総意を村政に的確に反映し、もって公正で民主的な村政の運営及び村民の福祉の向上を図るとともに、村民と行政の協働による村づくりを推進することを目的として提案するということであります。これはダムを想定したものでありますが、もちろんこれは常設型でありますので、これは他の住民の意思、声を聞くのに今後、十分活かせるものであります。今、この地域社会は、ダムの賛成反対について住民の方が議論すること、表明することに対して萎縮してるような感じだと私は思います。それは、住民の方がダムに、例えば反対であるのに、自分の支持する政治家の方が推進であるから言いにくい。そのまた逆もある。そして政治家自身が反対と言ったり、賛成と言ったり場面によって違

うこと言ってる。あるいは政治家が、特定の業界と結びついてるような言動があるものですから、住民と非常に議論しにくい状況にあると私は思います。そういう中で、萎縮してるような住民の状況というのはこれ良くない。これだけの大きい政治課題であるのに。ですから私は住民の方の、この真意というのを、やはり政治家は恐れずに聞いていく必要があるんじゃないかとも思います。住民の声を聞くという、今の段階での、そして住民の総意を知ることが必要ではないかということで提案したわけであります。以上です。

○議長（黒木正照君） 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、2 番議員。}

はい、2 番議員。

○2 番（坂田朋美君） 2 番、坂田です。賛成討論を行います。提案理由にもあるように、喫緊の問題である村政重要事項としまして、流水型ダム建設の賛否両論がある中で、村民の方はどのように思っているのかを知ることが大変重要であると考えております。3 年前の豪雨被害を受けて考えが変わってる方もおられると思います。民意がどこにあるのかを知るためにも条例制定が必要だと思います。以上です。

○議長（黒木正照君） 次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番（西本巳喜男君） 6 番、西本です。賛成討論を行います。ただいま提出者が説明されました。そして、提案理由についても述べられましたように、これを条例制定についてということがダムを想定してということでございますので、もちろんそうだと思っておりますし、他の事に、また対応できるということで、あくまでも、このダムを想定したいということで、住民に改めて考えを聞く必要がある場面だと思っております。そのために、この条例を制定するのが必要でありまして、それがあつての先に進むということで、皆さんも理解していただいて、やはり喫緊の課題といえますか、今後、相良村がどうなるかということも、ダム関連でいろんなことが出てきますし、非常に大事なことだと思っております。そのためには、この条例を制定する必要があるかと思っておりますので、私は賛成です。

○議長（黒木正照君） 次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第 2 号、相良村住民投票条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第 2 号、相良村住民投票条例の制定について

は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

○

日程第3 議員派遣の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第3、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。

議員派遣については、相良村議会会議規則第128条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

○

日程第4 閉会中の継続調査申し出の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第4、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（黒木正照君） ただいま、議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和5年第7回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

○

閉会 午前10時29分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員